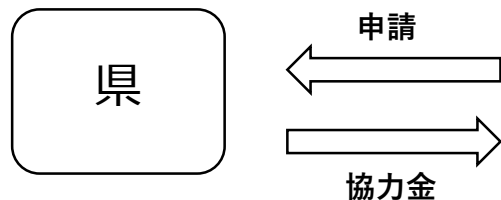


新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（会津若松市時短協力金第2弾）

会津若松市全域を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年6月1日（火）午後8時～令和3年6月8日（火）午前5時までの**すべての期間**において、午前5時～午後8時までの営業時間短縮の要請に感染防止対策を徹底したうえで**全面的**にご協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を交付いたします。

【1 事業スキーム】



会津若松市内で食品衛生法52条に定める**飲食店営業許可を受けた施設**
 （※1・※2）を運営し、下記の【2 対象となる主な要件】を満たした事業者
 ※1 **接待を伴う飲食店**（風営法第2条第1項第1号に該当する店舗）
 ※2 **酒類を提供する飲食店**
 （※**対象外となる店舗の例は別紙をご参照ください。**）

【2 対象となる主な要件】

- (1) 会津若松市内に対象店舗を有すること。
- (2) 対象店舗において、午後8時～午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が令和3年6月1日（火）午後8時～令和3年6月8日（火）午前5時までの**すべての期間**において、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を午後7時までとすること。※3・※4・※5
- (3) 対象店舗において、時短営業の案内を掲示していること。等
- ※3 時短営業には、午後8時から午前5時までの時間帯を含む営業を行っていた事業者が令和3年6月1日（火）午後8時～令和3年6月8日（火）午前5時までの期間、休業している場合も含まれます。
- ※4 通常の営業時間が午後8時までであった場合は、交付対象外となります。
- ※5 **時短営業の開始が遅れたことなどにより令和3年6月1日（火）午後8時～令和3年6月8日（火）午前5時までのすべての期間において、全面的に時短営業にご協力いただけなかった場合は、交付対象外となります。**

【3 交付額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～83,333円	83,333円～25万円	25万円～
中小企業	A 売上高方式	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日	7.5万円/日
	B 売上高減少方式	【計算式】 1日当たりの協力金額 = 前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】 20万円又は前年度若しくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業（売上高減少方式）		【計算式】 1日当たりの協力金額 = 前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】 20万円又は前年度若しくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額		

※中小企業はAまたはBのいずれかの方式を選択可